

学会規則策定に関する規程

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人日本胎児心臓病学会（以下「本学会」という）の規則を新たに策定・改定・廃止する際の基準および手続きを定めるものであり、学会の運営が透明かつ公正に行われることを目的とする。本規程は、以下に定義する「定款」「規約」「規程」「細則」「内規」に基づき策定される。

第 2 条（用語の定義）

1. 定款（ていかん）

定款とは、本学会の基本的な組織運営の枠組みを定める最上位の規範であり、学会の設立目的、組織構造、会員の権利・義務、役員の選任等、学会運営の根本規則を包括的に定義するものである。他のいかなる規則も定款に反する内容を含むことはできないものとする。

2. 規約（きやく）

規約とは、定款の内容を具体化し、学会全体の運営基準や方針を定めたものである。会員の行動指針や組織の運営方法を明文化するものである。

3. 規程（きてい）

規程とは、定款および規約に基づき、特定の分野や業務に関する詳細な運営ルールを規定するものである。各分野での具体的な業務手順や実施方法を定め、実務レベルでの統一性を確保することを目的とする。

4. 細則（さいそく）

細則とは、定款および規約に定められた事項をさらに具体化し、実施にあたっての詳細な手続きや基準を定める補足的な規則である。規程の運用を支援し、円滑な実施を促進するものである。

5. 内規（ないき）

内規とは、特定の部門や部署内でのみ適用される内部規則であり、全体規模の規程や細則とは異なり、限定された範囲で運用されるものである。各部門の特性に応じ、柔軟かつ効果的な運営を可能とするものである。

第 3 条（規則策定の基本方針）

1. すべての規則は、学会の定款および規約に従い策定されなければならない。
2. 新規に規則を制定する際は、透明性、公正性、および会員、代議員、役員の意見を反映することを基本方針とする。

第 4 条（規則策定の手続き）

1. 規則案の作成

規則を新たに策定、または既存の規則を改定・廃止する場合、担当の委員会が規則案を作成する。

規則案には、その背景、目的、および具体的な内容を明記し、定款および規約との整合性を確認する。

2. 意見聴取と検討

規則案は、必要に応じて、関係委員会、役員に意見交換を実施する。

提出された意見を基に、規則案の修正を検討し、調整を行う。

3. 承認手続き

定款、規約については、代議員会の承認を得て正式な規則として制定される。

規程、細則については、理事会の承認を得て正式な規則として制定される。

内規については、担当委員会の承認と理事会への報告を経て正式な規則として制定される。

第 5 条（規則の公表と運用）

1. 承認された規則は、速やかに本学会のホームページにて公表され、会員に周知される。

2. 公表後の規則は、規定された施行日から正式に運用されるものとする。

第 6 条（規則の改廃）

1. 規則の改定や廃止は、第 4 条の手続きを踏まえたうえで行う。

2. 定款を除き、各規則は理事会の決議により臨時の改定や廃止が認められる場合がある。

附 則

1. 本規程は、2025 年 1 月 31 日より施行する。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。